

昭和二年一月廿六日

磐城炭礦從業員 代表者五名各署名

右要求書には「全山爭議闘」たる名稱を附したるも全然事
に隔絶する信頼なるを以て之を「從業員」改むること、こ
の趣旨により從業者以外の者は代表者認める能はず、但し同行
中從業者による者と雖も希望なれば單に立會に限り之を
べし、立會代表兩者とも適當に人員を制限すること、會社
しては飽まで公明なる態度を以て交渉する考なるを以て新聞
諸氏の立會を希望するこい五條件を提示したるに彼等は
部之を承諾し要求書に記した「全山爭議闘」を「從業員」こ
れに上出し放しの儘何等の説明も加へず意見も陳べず退去し
。等は要求書提出以前後して流言蜚語を放ちあらるる惡宣傳を
ひ從業者の心胸擾亂に努め事態漸く悪化したので遂に其筋よ
の注意もあり會社幹部關係職員磐炭會員出動して警戒に努め
ることとなりたるに彼等は二十八日代表者從業員九名が面會を求めたるにより左
會社では二十八日代表者從業員九名が面會を求めたるにより左
の如き回答を與へた

第一 山代、佐々木、栗谷三名復職ノ件ハ山代、佐々木ノ兩
名ノ復職ハ遺憾ナガラ出來ナイ栗谷君ハ本人自身會社ニ
出頭シ會社ト遺族扶助料ノ件ニツキ争フ事ヲ斷念シ今後
誠心誠意働くト云フ申出ヲスレバ會社ニ於テ考慮スル

第二 賃金ノ値上げ

第三 勞働時間ノ短縮

第五 飯場制度並組長制度ノ徹底的改善

第六 鶴燒貢安全燈料ノ會社負担

第七 全從業員及其家族ノ醫藥無料

第八 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第九 衛生設備ノ改善

第十 全從業員及其家族ノ醫藥無料

第十一 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第十二 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第十三 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第十四 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第十五 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第十六 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第十七 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第十八 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第十九 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第二十 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第二十一 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第二十二 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第二十三 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第二十四 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第二十五 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第二十六 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第二十七 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第二十八 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第二十九 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

第三十 簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給

今迄の此種爭議で既に回答になつた要求條件を數日ならずし
て修正した様なレコードがあるであらうか察聞にして此事ある
かく組合側では始から終まで誠意を高唱し乍ら裏面に於ては
全然之に反する術策を弄して或は威嚇を加へ逆宣傳を行ひ會社
を脅かさんとしたけれど共に看破され其非を貫くことが出来な
かつたものであつて、是全く彼等の不誠意に起因する云ふべ
きである。即ち後に示す様に彼等はその生命たる主義主張を具
体化したる要求條項には一指も染めず之を抛棄して節操を金に
代へにやうな恰好になつて識者の聲聲を招いたのは當然の歸結
云言はねばならぬ。

内郷、小野田兩炭礦に於ける約七千人の從業員中今回の紛擾に
加擔したものは僅かに三、四百名内外で殆んど全部の從業員
は彼等の要求條項を以て此の際としては無暴なる要求である
我等は會社の總括的聲明に信賴して假すに相當の日時を以てし
そい實現を期待する云ふ趨勢にあつたので一旦彼等の術策に
陥り輕舉したる從業者も逐日覺醒して會社の大局より見ることは
大事に至らずして爭議の終結を見んとしてゐる
かかる際に當り豫て爭議觀察のため來山中であつた
仙臺鑑山監督局武藤鑑政課長は
「監督局ミしても、かく争議の持久するは座視するに忍び
ない」

三熱誠を以て調停の勞を執らるゝ事となつたので二月十八日午
前三時半から武藤氏幹旋の下に兩者代表會見全日午前七時半左
の協定成立圓滿解決を告ぐるに至つた次第である。

一、要求條件ニ付テハ二月二十八日ノ回答通り
二、其ノ回答左ノ通り

三、労働時間ノ短縮
四、飯湯制度並組長制度ノ徹底的改善
五、鶴燒貢安全燈料ノ會社負担
六、全從業員及其家族ノ醫藥無料

七、坑内外作業設備ノ改善
八、白米ノ改善
九、衛生設備ノ改善
十、長屋ノ改善
十一、以上ハ現今ノ經濟状態デハ到底出來ナイ
十二、簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給
十三、豫後備召集ノ場合ハソノ當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給
十四、簡闇點呼ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支
給
十五、勤續手當ニ退職手當ノ制定
十六、支給スル
十七、居ルカラ今後、専門研究ノ上改善ニ骨ヲ折ル
十八、専門研究ノ上改善ニ骨ヲ折ル
十九、専門研究ノ上改善ニ骨ヲ折ル
二十、専門研究ノ上改善ニ骨ヲ折ル
廿一、専門研究ノ上改善ニ骨ヲ折ル
廿二、専門研究ノ上改善ニ骨ヲ折ル
廿三、専門研究ノ上改善ニ骨ヲ折ル
廿四、十五名ノ解職者ハ百五十圓ノ半當ヲ支給ス
廿五、收監起訴サレタルモノハ解職ス但ソノ家族ニ對シ六十圓乃至八十圓ノ歸國旅費ヲ支給ス

六、會社ハ金子一封ヲ贈ル

尚會社では全日左の如き聲明書を發した
一、即時双方共警戒ヲ撤廈スル事
二、明十九日一番方ヨリ入坑スル事
三、以
上

顧みれば平議の始められてより二十數日御大喪當日は金山靜謐
謹慎したけれども、その前後に入り世間を騒がしたことは實に
過ちを改むるに憚る勿れださまで曲言した。

試みに改訂した條件を記すれば
第一の山代、佐々木、栗谷三氏の復職の件は「山代」を削つて
佐々木、栗谷丈の復職

磐城炭礦株式會社礦業所
飯湯制度の改善等は飯湯制度の改善

顧みれば平議の始められてより二十數日御大喪當日は金山靜謐
謹慎したけれども、その前後に入り世間を騒がしたことは實に
過ちを改むるに憚る勿れださまで曲言した。